

大阪府景観審議会の会長の選任等について

令和5年10月23日に本審議会委員を改選したことに伴い、大阪府景観審議会規則第四条第一項に定に基づき、本審議会の会長は第二条第二項第一号に掲げる学識経験のある者に任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めることとしています。

規則第二条第二項第一号により任命された委員に意向の確認を行いました結果、立候補者が一名であったため、久隆浩委員が会長に選任されました。

また、同規則第六条第二項並びに同条第三項に基づき、久隆浩会長より川崎雅史委員が会長代理として指名されましたのでお知らせいたします。